

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
9月2日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の再開の届出(厚政課).....二
 - 指定施設要件の変更予定保安林(森林整備課).....二
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....三
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....三
 - 平成二十八年年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....四
 - 県営一島新池地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....七
 - 公共測量の実施(監理課).....八
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....八
 - 政治団体の異動事項.....八
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....九
 - 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等.....九
- 雑報
 - 県報の正誤(平成二十八年四月二十二日山口県公告(一七六)).....一〇

山口県告示第二百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。



平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
安藤慎太郎	山口市仁保中郷七〇〇	安藤内科医院	山口市仁保中郷七〇〇	訪問看護	平成二八、七、一
医療法人実誠会	石観音町四番四号	医療法人実誠会	石観音町四番四号	居宅療養管理指導	〃
有限会社シゲ	金古曾町三の一	シゲタ薬局	金古曾町三の一	〃	〃
有限会社オオ	小郡新町四丁目二番一七号	オオタ薬局	小郡新町四丁目二番一七号	〃	〃
安藤慎太郎	仁保中郷七〇〇	安藤内科医院	仁保中郷七〇〇	〃	〃

山口県告示第二百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人実誠会	山口市石観音町四番四号	医療法人実誠会	山口市石観音町四番四号	介護予防居宅療養管理指導	平成二八、七、一
有限会社シゲ	金古曾町三の一	シゲタ薬局	金古曾町三の一	〃	〃
有限会社オオ	小郡新町四丁目二番一七号	オオタ薬局	小郡新町四丁目二番一七号	〃	〃
安藤慎太郎	仁保中郷七〇〇	安藤内科医院	仁保中郷七〇〇	〃	〃

山口県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を再開した旨の届出があった。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	再開年月日
日環特殊株式会社	下関市山の田東町七番一号	山口市湯田温泉一丁目一番七号	訪問介護	平成二八、七、一

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	再開年月日
日環特殊株式会社	下関市山の田東町七番一号	山口市湯田温泉一丁目一番七号	訪問介護	平成二八、七、一

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	再開年月日
日環特殊株式会社	下関市山の田東町七番一号	山口市湯田温泉一丁目一番七号	介護予防	平成二八、七、一

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	再開年月日
日環特殊株式会社	下関市山の田東町七番一号	山口市湯田温泉一丁目一番七号	介護予防	平成二八、七、一

山口県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（昭和六十三年農林水産省告示第千八十三号（二）に係るものに限る。）（一）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
- （一） 立木の伐採の方法

- （二） 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿知須字大平西山一 一四六八の一、字堀田一九四五の一、一九四五の一〇、一九四五の一五、一九四五の一六、字砂田山二〇五三、二〇五四の一、二〇五四の三、字立山二〇五五、二〇五八、字打石二〇六四、二〇六七、字高尾南平二一七、二一一八、二二二〇の一、二二二二の一、字高尾東平二二三三、二二三四、二二二八、二二三四、字船ヶ迫二二四九、二二五〇の一、二二五三

岩国市美川町四馬神字網掛一五四三、一五四七、一五六二の一、一八八九の一、二〇七九、二〇八二、二〇八三の二、二〇八六、二〇八九、美川町南桑字榎島二六二七、二六二九、二六三〇、二六三一の一、二六三一の二、二六三一（次の図に示す部分に限る。）、一三五九二、一三五九三、一三五九四から一三五九六まで、美和町阿賀字馬地ヶ迫一七八一、一七八二、一七八四、一七八八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇三の二、一八〇四、一八〇四の二、一八〇五の二から一八〇五の三まで、字陰迫一〇〇三の二、一〇〇五、一〇〇六、美和町北中山字下垣内一二五四の一、一二五二、一二五二八、一二五二九

周南市大字大潮字杉迫一八二の二、一八三の二、一〇一一、一〇一二、字上ノ原一三一七、字道祖原一三一九の二、一三一九の三〇、大字鹿野上字高畑一三三三、一三三四、一三三三の二、一三三四から一三三七まで、四〇八一から四〇八八まで、大字金峰字黒鹿一八四九、字大谷一八五〇、一八五一
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - （一） 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市美和町北中山字下垣内一二五二五・一二五二八・一二五二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(三六〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年九月二日から平成二十九年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花畠町一二七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

周南システム産業株式会社 周南市江口一丁目一番一号

所 代表者の氏名

高橋 康之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	國清 勲	國清 篤
有限会社くにきよ園芸		

四 届出年月日

平成二十八年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十五年十一月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花畠町一二七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

周南システム産業株式会社 周南市江口一丁目一番一号

所 代表者の氏名

高橋 康之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前	変更後
野村 收		高橋 康之

四 届出年月日

平成二十八年八月二十二日

五 変更年月日

平成二十八年六月三十日

(三六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月十九日山口県公告(一六二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西恩田商業施設

所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月十九日山口県公告(一六三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月十九日山口県公告(一六四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月二日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業部観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三六四) 平成二十八年後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十八年後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 技能検定の実施職種及び試験の方法
 - (一) 実施職種
 - 1 特級の技能検定
 - 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形
 - 2 一級及び二級の技能検定
- 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	試 験 科 目
さ く 井	ロータリー式さく井工事
工 場 板 金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機 械 検 査	機械検査
電 気 機 器 組 立 て	シーケンス制御
半 導 体 製 品 製 造	集積回路チップ製造 集積回路組立て
自 動 販 売 機 調 整	自動販売機調整
空 気 圧 装 置 組 立 て	空気圧装置組立て
油 圧 装 置 調 整	油圧装置調整

塗 装	金 属 材 料 試 験	電 気 製 図	機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	ガ ラ ス 施 工	自 動 ド ア 施 工	カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工	防 水 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	鉄 筋 施 工	型 枠 施 工	配 管	か わ ら ぶ き	建 築 大 工	石 材 施 工	和 裁	婦 人 子 供 服 製 造	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	農 業 機 械 整 備
鋼橋塗装	機械試験 組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き 機械製図CAD	ガラス工事	自動ドア施工	金属製カーテンウォール工事	アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシート チ工法防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管	かわらぶき	大工工事	石材加工	和服製作	婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備

3 三級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	機 械 加 工	機 械 検 査	電 気 機 器 組 立 て	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	和 裁	家 具 製 作	建 築 大 工	配 管	鉄 筋 施 工	機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	電 気 製 図
職 種	普通旋盤	機械検査	シーケンス制御	冷凍空気調和機器施工	和服製作	家具手加工	大工工事	建築配管	鉄筋組立て	機械製図手書き 機械製図CAD	配電盤・制御盤製図

4 単一等級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	電 子 回 路 接 続
職 種	樹脂接着剤注入施工
試 験 科 目	電子回路接続
試 験 科 目	樹脂接着剤注入工事

4 単一等級の技能検定	機械加工 機械検査 和裁 建築大工 鉄筋施工 電気製図	機械検査 和裁 建築大工 鉄筋施工 電気製図	平成二十九年二月五日 (日曜日)
	冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図	家具製作 機械・プラント製図	平成二十九年二月二十九日 (日曜日)
	電気機器組立て 配管	配管	平成二十九年二月二十二日 (日曜日)
3 三級の技能検定	半導体製品製造 空気圧装置組立て 鉄筋施工 コンクリート圧送施工	空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 電気製図	平成二十九年二月五日 (日曜日)
	さく井 工場板金 自動販売機調整 冷凍空気調和機器施工 石材施工 機械・プラント製図	油圧装置調整 農業機械整備 防水施工 カーテンウォール	平成二十九年二月二十九日 (日曜日)
	機械検査 電気機器組立て ラス施工 金属材料試験	婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガ	平成二十九年二月二十二日 (日曜日)
2 一級及び二級の技能検定	鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金めつき 仕上げ 電気機器組立て 電気機器組立て 圧装置組立て ラスチック成形	放電加工 金型製作 金属プレス加工 機械検査 ダイカスト 電子機器 自動販売機調整 空気圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造	平成二十九年二月二十九日 (日曜日)
	試験の方法 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。 二 試験の期日 (一) 実技試験 平成二十八年十二月一日(木曜日)から平成二十九年二月十二日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日 (二) 学科試験 1 特級の技能検定		

電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	職 種	平成二十九年二月五日 (日曜日)
三 試験の場所 山口県職業能力開発協会が指定する場所		
四 受検資格 (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。 (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。 (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。 (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。 (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。		
五 受検申請書の受付期間 平成二十八年十月三日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十四日までの消印のあるものは、有効とする。)		
六 受検申請書の提出先 山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四) 山口県職業能力開発協会		
七 提出書類 (一) 受検申請書 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面		
八 受検手数料 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。 (一) 学科試験にあつては、三千百円 (二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額		

<p>1 特級の技能検定</p>		
職	種	手数料
鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 油圧装置調整 建設機械 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 電気機器組立て 整備 婦人子供服製造 プラスチック成形		一万七千九百円
<p>2 一級及び二級の技能検定</p>		
職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図 機械検査 婦人子供服製造		一万四千九百円
<p>3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)</p>		
職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図 機械検査 機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 配管 鉄筋施工		五千円 六千円
<p>4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)</p>		
職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図 機械検査 機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 配管 鉄筋施工		五千円 六千円
<p>5 単一等級の技能検定</p>		
職	種	手数料
機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 配管 鉄筋施工		一万七千九百円
<p>電子回路接続 樹脂接着剤注入施工</p>		
		一万七千九百円

九 問題の公表
 実技試験の問題は、平成二十八年十一月二十四日(木曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表は、平成二十九年三月十日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。
 (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他
 (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
 (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(三六五) 県営一鳥新池地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営一鳥新池地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
 平成二十八年九月二日
 山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

- 一 県営二島新池地区ため池等整備事業変更計画書の写し
縦覧の期間
平成二十八年九月五日から同月二十六日まで
- 二 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課
- 三 山口県維新の会

(三六六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
防府市
- 三 作業の期間
平成二十八年六月二十九日から平成二十九年三月二十五日まで



山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(年月日)
安本法制定禁止を求める山口の会	西嶋 裕作	小田村克彦	山口市旭通り/丁目10番2号		平成28、3、28

山口県維新の会	高杉 敏也	高杉 豊子	〃/〃	古熊/丁目6番	〃	〃/18
---------	-------	-------	-----	---------	---	------

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十八年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異年月日)
			新	旧	
自由民主党岩国支部	寺園 久恵	事務所	岩国市麻里布町3丁目5番5号	岩国市多田3丁目10の5	平成28、17、2、2、17
自由民主党宇部支部	杉山 孝治	会計責任者	志賀 光法	植松 洋進	平成27、12、1
自由民主党下関支部	友田 有	〃	前田晋太郎	福田 幸博	平成28、2、27
自由民主党平生支部	田村 伸夫	代表者	田村 伸夫	松岡 敬祐	〃
自由民主党山口県自動車販売支部	末富 喜昭	代表者	熊毛郡平生町大字曹俣1960	熊毛郡平生町大字大野南1307	〃、3、1
秋山哲朗後援会	恵本 久登	〃	恵本 久登	中野 文夫	〃、2、17
大西倉雄後援会	木下 敬介	事務所	長門市日置上5735	長門市東深川1899の1	平成27、11、20
大久敷を応援する会	大久 敷	代表者	大久 敷	岡村 邦弘	平成28、1、1
岡村精二後援会	岡村 里美	代表者	岡村 里美	村田 義三	〃、1、15
坂本心次後援会	坂本 心次	〃	坂本 心次	廣 重幸	〃、〃、1

笹井たく後援会	笹井清二郎	〃	笹井清二郎	富永 哲雄	〃	3、21
柴田としあき後援会	寺地 義明	〃	寺地 義明	氏原 秀城	〃	〃
政治結社大日本忠義同志會	上田 忠義	会計責任者	上田 忠義	横井 康治	平成27、 12、31	〃
田中敏晴後援会	柴田 功	〃	田中 京子	山崎三喜男	平成28、 3、	〃
俵かおる後援会	秋山 元	代 表 者	秋山 元	五嶋 明文	〃	〃
中国電力労働組合政治連盟 山口総括本部	中元 直樹	〃	中元 直樹	中野 雅治	平成27、 11、10	〃
			切川 大地	野村章太郎		
日本正義会	吉村 大尊	代 表 者	吉村 大尊	古賀 陵真	平成28、 3、15	〃
			古賀 陵真	吉村 大尊		
村田信二後援会	村田 信二	事 務 所	長門市東深川 124の43	長門市仙崎 314の1	〃	〃
山口県歯科衛生士連盟	佐伯 博子	代 表 者	佐伯 博子	金子 郁子	〃	〃
山口県柔道整備師連盟	久保英治郎	会計責任者	山下 泉	安達 勇人	平成27、 5、17	〃
山口県生活衛生同業組合連 合会政治連盟	永田 慧男	代 表 者	永田 慧男	中島 修一	〃	6、26
		会計責任者	鈴木 英治	畠中 啓治		

山口県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年九月二日

山口県選挙管理委員会 中村正昭

政治団体の名称	代表者の名 氏	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年月日
---------	------------	--------------	------------	------------

明日のいわくに	森川 敏昭	森重 典夫	岩国市平田5丁目51番13号	平成28、 2、29
岩国の自立をすすめる 会	寺西 邦彦	稲田由紀美	〃 川西3丁目3番54号	平成27、 12、31
大野さだもと後援会	藤本 博吉	松野 辰巳	周南市川崎 / 丁目2番5号	平成28、 3、
河村建夫守部後援会	宮本浩一郎	中本 喜弘	宇部市昭和町4丁目11番66号	平成27、 12、31
首長の多選をはばむ会	青木 明夫	青木 桂子	防府市三田尻本町7番 / 号	〃
建政同志会	河野 通明	武田 正雄	山口市中央 / 丁目4番 / 号	〃
白木源治朗後援会	白木源治朗	白木 静香	下関市細江町3丁目3番 / 号	平成28、 3、25
政治結社大日本忠義同 志會	上田 忠義	上田 忠義	山陽小野田市大字郡3363の6	平成27、 12、31

山口県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、平成二十八年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出せしむることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年九月二日

山口県選挙管理委員会 中村正昭

政治団体の名称	代表者の名 氏	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地
くわはら博後援会	赤羽 剛	桑原 和子	下関市山の田東町2番32号
豊中俊行後援会	赤坂 輝雄	鈴木 龍也	岩国市由宇町南2丁目 / 番6号
縄田忠雄後援会	下河内 覚	磯谷 直	〃 川口町 / 丁目8番47号
山戸貞夫後援会	山田 建夫	山戸 貞夫	熊毛郡上関町大字祝島68の /

平成二十八年九月二日印刷

発行人所

山口県知事



正誤
平成二十八年四月二十二日山口県公告(一七六)(大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出)

ページ	段	行	誤	正
二二	上	四	山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六
〃	〃	左から五	山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六
〃	下		山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六
一三	上	六	山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六
〃	〃	左から七	山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六
〃	下		山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六
一四	上	二	山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六
〃	〃		山陽小野田市大字高泊二二五六	山陽小野田市大字東高泊二二五六